

平成28年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

栃 木 県

目 次

第1 趣旨	1
第2 公共用水域	1
第3 地下水	5
第4 測定結果の報告及び公表	7
別表-1 公共用水域水質測定地点一覧	8
別表-2 測定方法等一覧（公共用水域）	16
別表-3 地下水の測定地点一覧	18
別表-4 測定方法等一覧（地下水）	29
図1 河川調査地点図	30
図2 湖沼調査地点図	31
図3 地下水調査地点図	34

平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

第1 趣旨

この計画は、本県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定に係る事項を定めるものとする。

第2 公共用水域

1 測定期間

測定期間は、平成28年4月から平成29年3月までとする。

2 測定機関

測定機関は、栃木県、宇都宮市及び国土交通省とする。

3 河川調査

(1) 測定地点

測定地点は、県内全域の水質を的確に把握し効率よく監視するため、その水域を代表する環境基準点^{*1}とする。ただし、利水状況・本川に合流前の支川の地点等の当該水域の特性に応じて補助地点を定める。

※1 環境基準の維持達成状況を把握するための地点。類型が当てはめられた水域ごとに1地点以上設置

測定地点数の概要は、次のとおりである。

測定機関 水系	栃木県	宇都宮市	国土交通省	合計
那珂川水系	29 (13)	—	3 (2)	32 (15)
鬼怒川水系	16 (9)	11 (4)	7 (4)	34 (17)
小貝川水系	8 (3)	—	1 (1)	9 (4)
渡良瀬川水系	30 (23)	10 (0)	9 (7)	49 (30)
その他の水系	4 (2)	—	—	4 (2)
合計	87 (50)	21 (4)	20 (14)	128 (68)

※ () 内は環境基準点内数

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目及び測定頻度は、次のとおりとする。（詳細は別表-1のとおり）

測定項目は、生活環境項目は全調査地点で、健康項目は全環境基準点で測定し、特殊項目等は生活排水の状況や工場・事業場の立地状況、過去の検出状況等を勘案して、必要な項目を選択し測定する。

測定頻度は、生活環境項目は毎月とし、健康項目A、特殊項目及びその他の項目は、年2回とし、豊水期（概ね5月～8月）と渇水期（概ね12月～3月）に調査する。

健康項目のうち、検出される可能性が極めて小さい項目（健康項目B及びC）及び要監視項目は、年1回調査とする。そのうち、農薬（健康項目C）は、使用時期となる春から夏に調査する。

測定項目		測定頻度
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛 ^{*1} 、ノニルフェノール ^{*1} 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS） ^{*1} ※1 水生生物の保全に係る項目	毎月
健康項目A	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン	年2回
健康項目B	ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン	年1回
健康項目C	1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ	年1回
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質（油分）、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム	年2回
要監視項目	クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール	年1回
その他の項目	アンモニア性窒素、硫酸イオン、界面活性剤（MBAS）、チオリン酸o-エチル-o-(4-ニトロフェニル)フェニルエステル（EPN）、2-メチルイソボルネオール（2-MIB）、ジェオスミン	年2回

4 湖沼調査

(1) 測定地点

測定地点は、湖沼の水質を代表する環境基準点（湖心^{*2}）とする。ただし、当該湖沼の規模・汚濁源等の特性に応じて補助地点を定める。

※2 湖盆の中心

測定地点数の概要は、次のとおりである。

測定機関	栃木県	国土交通省	合計
測定地点	13 (3) (4湖沼)	5 (3) (5湖沼)	18 (6) (9湖沼)

※ () 内は環境基準点内数

特に水質保全対策が必要とされる湯ノ湖と中禅寺湖については、補助地点を複数設定することとし、その調査深度は、次のとおりとする。

湖沼名	調査地点	調査深度 (m)					
湯ノ湖	St. 5 (湖心)	表層	3	6	9		
	St. 1～4、6、8	表層					
中禅寺湖	St. 6 (湖心)	表層	5	10	20	50	150
	St. 1、4、7	表層					

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目及び測定頻度は、次のとおりとする。（詳細は別表－1のとおり）

測定項目は、生活環境項目は全調査地点で、健康項目及びその他の項目は生活排水の状況や工場・事業場の立地状況、過去の検出状況等を勘案して、必要な項目を選択し測定する。

測定頻度は、天然湖である湯ノ湖及び中禅寺湖は冬期を除く年8回とし、人工湖は年4回とする。生活環境項目及びその他の項目は毎回実施する。健康項目のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は毎回測定し、その他の健康項目は年2回とする。

測定項目		測定頻度
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛 ^{*1} 、ノニルフェノール ^{*1} 、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) ^{*1} ※1 水生生物の保全に係る項目	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)
健康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀 ^{*2} 、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン ※2 総水銀が検出された場合に測定	年2回
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)
その他の項目	アンモニア性窒素、りん酸イオン、クロロフィルa、プランクトン	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)

5 水道水源調査

(1) 測定地点

測定地点は、主要な上水道水源のある水域における6地点とする。

測定地点数の概要は、次のとおりである。

水系 \ 測定機関	栃木県	国土交通省	合計
鬼怒川水系	3	—	3
渡良瀬川水系	1	1	2
湖沼	1	—	1
合計	5	1	6

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目及び測定頻度は、次のとおりとする。(詳細は別表-1のとおり)

測定項目は、トリハロメタン生成能とする。測定頻度は、年4回とし、検出値が高くなる可能性のある夏に2回、春秋に各1回調査する。

6 測定方法

測定方法は、別表-2のとおりとする。

第3 地下水

1 測定期間

平成28年5月から平成29年3月までとする。

2 測定機関

栃木県及び宇都宮市とする。

3 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、県内を5kmまたは10kmメッシュに区切り、1メッシュ毎に地下水質を調査する。

1メッシュを4等分した区域を毎年順次調査し、4年間で1メッシュ内を1巡する。

(1) 測定地点

調査対象となるメッシュ内において、未調査の井戸を優先して地点を選定する。

測定地点の概要は、次のとおりである。(詳細は別表-3のとおり)

測定項目	測定機関	栃木県	宇都宮市	計
健康項目A		132	16	148
健康項目B		68 (132の内数)	16 (16の内)	84

※ 概況調査地点数は、調査井戸の有無に応じて変更

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目及び測定頻度は、次のとおりとする。

【健康項目A】 健康項目B以外の健康項目

【健康項目B】 全国及び本県の検出状況から検出される可能性が極めて小さい項目
測定頻度は、年1回とし、実施時期は豊水期(概ね6~7月)とする。

ただし、健康項目Bは、調査頻度を2~3年に1回まで減じることができる。

測定項目		測定頻度
健康項目 A	カドミウム、鉛、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素	年1回
健康項目 B	全シアン、六価クロム、ポリ塩化ビフェニル、塩化ビニルモノマー、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1,4-ジオキサン	年1回

4 継続監視調査

地下水汚染範囲の拡大監視のために、環境基準値の超過が確認された地区（以下「汚染地区」という。）の地下水質について必要な項目を調査する。

なお、継続監視調査の結果、2年間連続して環境基準値以下となった汚染地区については再調査（汚染地区全体の地下水質の状況を確認する調査）を実施し、調査したすべての井戸において環境基準値以下であれば当該汚染地区の継続監視調査を終了する。

(1) 測定地点

汚染地区において、水質の経年的変化を把握するうえで代表的な地点とその下流側の未汚染地点の2地点を基本として定める。

測定地点の概要は、次のとおりである。（詳細は別表-3のとおり）

測定項目	測定機関	栃木県	宇都宮市	計
	鉛、六価クロム、ひ素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ふっ素、ほう素のうち該当する項目		82 (31)	20 (7)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		127 (63)	4 (1)	131 (64)
合計		233(102)		

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目及び測定頻度は、次のとおりとする。

各汚染地区の環境基準値超過項目とする。

ただし、有機塩素化合物に係る汚染地区の場合は、分解により生成する可能性がある項目についても測定する。

測定頻度は、年2回とし、実施時期は豊水期（概ね6～7月）及び渇水期（概ね12～1月）とする。

測定項目	測定頻度
鉛、六価クロム、ひ素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ふっ素、ほう素のうち該当する項目	年2回
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年2回

※ 継続監視調査の地点数の欄の（ ）内は地区数。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地区数のうち、宇都宮市と他市町がまたがる地区（「宇都宮・真岡」及び「宇都宮・鹿沼」）は栃木県分として計上

5 測定方法

測定方法は、別表-4のとおりとする。

第4 測定結果の報告及び公表

1 報告

各測定機関は、測定結果が判明次第、栃木県知事に速やかに報告する。

なお、健康項目について環境基準を超える数値を検出した場合は、速やかに栃木県知事に連絡するとともに、栃木県知事と協議のうえ当該水域等について追跡調査を行うものとする。

2 公表

栃木県知事は、測定結果をとりまとめ、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表することとする。

3 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関が協議して定めるものとする。

別表-1 公共用水域水質測定地点一覧(河川)

水域名	環境基準 (生活環境保全)	環境基準 (水生生物保全)	測定地点					測定頻度		現地調査													健康項目											
			No.	名称	続番 一 号	所在地	緯度 (N)	経度 (E)	年間 測定 回数	天候 時水 深温 気温 水質 濁度 EC	流量	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸 菌群 数	全窒 素	全リ ン	全亜 鉛	ノニ ルフ エノ ール	及 び そ の 塩 (L.A.S)	カド ミウ ム	全シ アン	鉛	六価 クロ ム	ひ素	総水 銀	アル キル 水銀	ボリ 塩化 ビフ エニ ル				
秋山川 上流	A-イ	生物A-イ	98	堀米橋	102 - 2	佐野市	36°19'30"	139°34'12"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	1			
秋山川 下流	C-イ	生物B-イ	99	中橋	103 - 51	〃	36°18'44"	139°34'11"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12														
			100	末流	103 - 1	〃	36°16'20"	139°35'01"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1		
三杉川	B-イ	生物B-イ	101	末流	104 - 1	〃	36°17'14"	139°36'34"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	1			
巴波川 上流	C-イ	生物B-イ	102	原の橋	105 - 51	栃木市	36°23'28"	139°43'51"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12														
			103	吾妻橋	105 - 1	〃	36°21'17"	139°44'44"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12			2	2	2	2	2	2	2	2	1		
巴波川 下流	B-イ		104	巴波橋	106 - 1	〃	36°16'18"	139°42'48"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	6	6	12	6	6	6	6	1			
永野川 上流	A-イ	生物A-イ	105	星野橋	107 - 1	〃	36°28'18"	139°37'32"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12			2	2	2	2	2	2	2	2	1			
			106	大岩橋	107 - 2	〃	36°23'20"	139°42'07"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	1		
永野川 下流	A-イ	生物B-イ	107	落合橋 (末流)	108 - 1	小山市	36°17'45"	139°43'44"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	1			
思川上流	A-イ	生物A-イ	108	保橋	109 - 1	栃木市	36°25'01"	139°47'14"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	1			
思川下流	A-イ	生物B-イ	109	小山大橋	110 - 51	小山市	36°18'26"	139°47'18"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12														
			110	乙女大橋	110 - 1	〃	36°15'48"	139°44'51"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	1		
大芦川	AA-イ	生物A-イ	111	赤石橋	111 - 1	鹿沼市	36°31'25"	139°43'37"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	1			
小藪川	A-イ	生物A-イ	112	小藪橋	109 - 51	〃	36°31'47"	139°44'21"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12														
黒川	A-イ	生物A-イ	113	貝島橋	112 - 51	〃	36°33'34"	139°45'28"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12														
			114	御成橋	112 - 1	壬生町	36°24'37"	139°48'17"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	1		
姿川	B-イ	生物B-イ	115	こしじ橋	113 - 55	宇都宮市	36°36'26"	139°49'06"	6	6	6	6	6	6	6	6	6			6														
			116	鹿沼街道	113 - 54	〃	36°33'39"	139°50'02"	6	6	6	6	6	6	6	6	6			6														
			117	姿川橋	113 - 52	〃	36°31'22"	139°50'14"	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	6														
			118	淀橋	113 - 51	〃	36°30'06"	139°49'58"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12													
			119	宮前橋	113 - 1	下野市	36°24'25"	139°50'18"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	
赤川	-	-	120	高速道下	214 - 1	宇都宮市	36°34'29"	139°49'33"	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	6														
鏡川	B-イ	生物B-イ	121	能満寺西	113 - 57	〃	36°34'51"	139°49'33"	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	6														
武子川	B-イ	生物B-イ	122	中町橋	113 - 58	〃	36°31'53"	139°49'51"	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	6														
新川	-	-	123	中央女子 高西	213 - 6	〃	36°34'48"	139°51'35"	6	6	6	6	6	6	6	6			6															
			124	南町西	213 - 1	〃	36°28'46"	139°51'38"	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	6														
押川	A-イ	生物A-イ	125	越地橋	114 - 1	茨・大子町	36°46'40"	140°15'51"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	1			
宮戸川	-	-	126	川田橋	210 - 1	野木町	36°13'29"	139°46'30"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12														
大川	-	-	127	県道明野 間々田線	211 - 1	小山市	36°15'03"	139°48'42"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12														
西仁連川	B-イ	生物B-イ	128	武井橋	115 - 1	〃	36°14'53"	139°49'36"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	1			

(注) 測定地点No.がゴシック体の地点は生活環境項目の環境基準点
測定地点No.に下線のある地点は水生生物保全項目の環境基準点

健康項目														特殊項目					要監視項目					その他の項目					測定機	測定地点														
ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	n(ヘキサン抽出物質(油分))	フエノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-ニトロフェノール		アニリン	2,4-ジクロロフェノール	アンモニア性窒素	硫酸イオン	M B A S	E P N	2-M I B	ジエオスミン	りん酸イオン	トリハロメタン生成能	名称	No.			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2				1	1	1			2							栃木県	掘米橋	98			
																																								"	中橋	99		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	2	2	2		2	2	2	2	2							12									国交省	未流	100		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1			2							栃木県	未流	101		
																																									"	原の橋	102	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1			2							"	吾妻橋	103		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	1	1		1	1	1	1	1	1							6	6	4	12	12					国交省	巴波橋	104		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2									2							栃木県	星野橋	105		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2									2							"	大岩橋	106		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			1	1	1			2								"	落合橋(未流)	107		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2									2							"	保橋	108		
																																								"	小山大橋	109		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1			2						4	"	乙女大橋	110		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2									2							"	赤石橋	111		
																																								"	小藪橋	112		
																																									"	貝島橋	113	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1			2							"	御成橋	114		
																																									宇都宮市	こしじ橋	115	
																																									"	鹿沼街道	116	
																																										"	姿川橋	117
																																										栃木県	淀橋	118
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1			2							"	宮前橋	119		
																																										宇都宮市	高速道下	120
																																									"	能満寺西	121	
																																									"	中町橋	122	
																																									"	中央女子高西	123	
																																									"	南町西	124	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																栃木県	越地橋	125		
																																									"	川田橋	126	
																																									"	県道明野間々田線	127	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1			2							"	武井橋	128		

健康項目																	特殊項目					その他の項目			測定機関	名称	No.												
総水銀	アルキル水銀	ポリ塩化ビフェニル	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1-1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	n-1(ヘキサン抽出物質(油分))	フェノール類	銅				溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	アンモニア性窒素	りん酸イオン	クロロフィルa	フランクトン	トリハロメタン生成能				
																																			栃木県	St.1	1		
																																				"	St.2	2	
																																				"	St.3	3	
																																				"	St.4	4	
																																				"	St.5(湖心)表層	5	
																																			"	" 水深3m			
																																			"	" 水深6m			
																																			"	" 水深9m			
																																				"	St.6	6	
																																				"	St.8	7	
																																				"	St.1	8	
																																				"	St.4	9	
																																				"	St.6(湖心)表層	10	
																																				"	" 水深5m		
																																				"	" 水深10m		
																																				"	" 水深20m		
																																				"	" 水深50m		
																																				"	" 水深150m		
																																					"	St.7	11
																																				"	湖心	12	
2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						12	12	12	12			国交省	湖心	13			
2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2													"	湖心	14		
2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				12	12	12	12	12					"	湖心	15		
																																				4	栃木県	湖心	16
2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2														国交省	湖心	17	
2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2														"	湖心	18	

別表-2 測定方法等一覧(公共用水域)

測定項目		環境基準 (指針)値 (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法
生活環境項目	pH	類型で異なる	—	日本工業規格(以下「規格」という)K010212.1に定める方法(水質汚濁に係る環境基準別表2に掲げる方法)
	BOD	同上	0.5	規格K0102の21に定める方法(同上)
	COD	同上	0.5	規格K0102の17に定める方法(同上)
	SS	同上	1	環境基準告示付表8に掲げる方法(同上)
	DO	同上	0.5	規格K0102の32に定める方法(同上)
	大腸菌群数	同上	—	環境基準告示別表2備考4に掲げる方法、最確数法(同上)
	全窒素	同上	0.05	規格K0102の45.2、45.3又は45.4に定める方法(同上)
	全りん	同上	0.003	規格K0102の46.3に定める方法(同上)
	全亜鉛	同上	0.001	規格K0102の53に定める方法(同上)
	ノニルフェノール	同上	0.00006	環境基準告示付表11に掲げる方法(同上)
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	同上	0.0006	環境基準告示付表12に掲げる方法(同上)
健康項目	カドミウム	0.003	0.0003	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格K0102の55に定める方法による他、環境基準告示付表8に掲げる方法によることができる。)
	全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102の38.1.2、38.2又は38.1.2、38.3に定める方法(同上)
	鉛	0.01	0.001	規格K0102の54に定める方法(同上)
	六価クロム	0.05	0.01	規格K0102の65.2に定める方法(同上)
	ひ素	0.01	0.001	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法(同上)
	総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表1に掲げる方法(同上)
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法(同上)
	PCB	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法(同上)
	ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法(同上)
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	トリクロロエチレン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法(同上)
	チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表4に掲げる方法(同上)
	シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法(同上)
	チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法(同上)
ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)	
セレン	0.01	0.001	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法(同上)	

測定項目		環境基準 (指針)値 (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
	硝酸性窒素		0.02	規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法(同上)
	亜硝酸性窒素		0.01	規格K0102の43.1に定める方法(同上)
	ふっ素	0.8	0.02	規格K0102の34.1に定める方法又は規格34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
	ほう素	1	0.01	規格K0102の47.1、47.3に定める方法又は47.4に掲げる方法
	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	環境基準告示付表7に掲げる方法
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質(油分)	—	0.5	環境基準告示付表10に掲げる方法(水質汚濁に係る環境基準別表2に掲げる方法)
	フェノール類	—	0.01	規格K0102の28.1に定める方法
	銅	—	0.01	規格K0102の52.2に定める方法
	溶解性鉄	—	0.1	規格K0102の57.2に定める方法
	溶解性マンガン	—	0.01	規格K0102の56.2に定める方法
	クロム	—	0.01	規格K0102の65.1に定める方法
要監視項目	クロロホルム	(0.006~3)	0.006	規格K0125の5.1、5.2及び5.3.1に定める方法
	フェノール	(0.01~0.08)	0.001	平成15年11月5日付環境省通知付表1に掲げる方法
	ホルムアルデヒド	(1)	0.03	平成15年11月5日付環境省通知付表2に掲げる方法
	4-tert-オクチルフェノール	(0.0007~0.004)	0.00003	平成25年3月27日付環境省通知付表1に掲げる方法
	アニリン	(0.02)	0.002	平成25年3月27日付環境省通知付表2に掲げる方法
	2,4-ジクロロフェノール	(0.003~0.03)	0.0003	平成25年3月27日付環境省通知付表3に掲げる方法
その他の項目	アンモニア性窒素	—	0.02	上水試験方法Ⅲ-2 8に掲げる方法
	塩化物イオン	—	1	規格K0102の35.3に定める方法
	硫酸イオン	—	2	規格K0102の41.3に定める方法
	MBAS	—	0.05	規格30に定める方法
	全硬度	—	0.5	日本工業規格K0101の15.1に定める方法
	EPN	(0.006)	0.0006	環境庁通知環水規第121号付表1の第1、2に定める方法
	2-MIB	—	0.005	上水試験方法Ⅳ-2 12に掲げる方法
	ジェオスミン	—	0.005	上水試験方法Ⅳ-2 12に掲げる方法
	りん酸イオン	—	0.003	規格K0102の46.1に定める方法
	クロロフィルa	—	2	上水試験方法Ⅳ-2 25に掲げる方法又は海洋観測指針6.3に掲げる方法
	プランクトン	—	—	海洋観測指針6に掲げる方法又はこれに類する方法
トリハロメタン生成能		—	0.005	環境庁告示第30号別表に掲げる方法

(注) 1 測定方法は「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月環境庁告示第59号)の定めに従い、報告下限値は「環境基本法に基づく水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月環水企第92号)の定めに従う。

2 表中の用語は下記のとおりである。

- ① 環境基準告示：昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」
- ② 環境庁告示第30号：平成7年6月環境庁告示第30号「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」
- ③ 環境庁通知：平成5年4月環水規第121号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
- ④ 平成15年11月5日付環境省通知：平成15年11月環水企発第031105001号及び環水管発031105001号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
- ⑤ 平成25年3月27日付環境省通知：平成25年3月環水大発第1303272号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」

別表-3 地下水の測定地点一覧

1 概況調査

No.	市町村名	所在地	メッシュ No.	測定機関	
1	宇都宮市	篠井町地内	<u>18-46</u>	宇都宮市	
2		今里町地内	<u>19-48</u>	〃	
3		古賀志町地内	<u>24-63</u>	〃	
4		徳次郎町地内	<u>24-64</u>	〃	
5		新里町甲地内	<u>24-65</u>	〃	
6		逆面地内	<u>25-66</u>	〃	
7		瓦谷町地内	<u>25-67</u>	〃	
8		中岡本町地内	<u>25-69</u>	〃	
9		下荒針町地内	<u>30-83</u>	〃	
10		下砥上町地内	<u>30-84</u>	〃	
11		岩曾町地内	<u>31-85</u>	〃	
12		川田町地内	<u>31-86</u>	〃	
13		柳田町地内	<u>31-87</u>	〃	
14		石井町地内	<u>31-88</u>	〃	
15		下反町地内	<u>37-105</u>	〃	
16		東刑部地内	<u>37-107</u>	〃	
17	足利市	小俣町地内	<u>40-116</u>	栃木県	
18		松田町地内	40-117	〃	
19		小俣町地内	40-127	〃	
20		月谷町地内	<u>40-128</u>	〃	
21		朝倉町地内	45-138	〃	
22		荒金町地内	<u>45-146</u>	〃	
23		駒場町地内	<u>46-139</u>	〃	
24		瑞穂野町地内	46-147	〃	
25	栃木市	星野町地内	<u>35-98</u>	〃	
26		都賀町大柿地内	<u>35-100</u>	〃	
27		木野地町地内	42-121	〃	
28		岩舟町小野寺地内	42-131	〃	
29		平井町地内	<u>42-132</u>	〃	
30		大塚町地内	<u>43-122</u>	〃	
31		久保田町地内	43-133	〃	
32		岩舟町下津原地内	<u>47-141</u>	〃	
33		大平町新地内	47-142	〃	
34		藤岡町甲地内	47-149	〃	
35		藤岡町蛭沼地内	<u>47-150</u>	〃	
36		藤岡町藤岡地内	<u>49-152</u>	〃	
37		佐野市	飛駒町地内	34-95	〃
38			作原町地内	<u>34-96</u>	〃

No.	市町村名	所在地	メッシュ No.	測定機関	
39	佐野市	仙波町地内	34-97	栃木県	
40		下彦間町地内	<u>41-118</u>	〃	
41		船越町地内	41-119	〃	
42		寺久保町地内	41-129	〃	
43		栃本町地内	<u>41-130</u>	〃	
44		会沢町地内	<u>42-120</u>	〃	
45		堀米町地内	46-140	〃	
46		田島町地内	<u>46-148</u>	〃	
47		鹿沼市	草久地内	<u>22-58</u>	〃
48			板荷地内	<u>23-61</u>	〃
49	上粕尾地内		28-77	〃	
50	上久我地内		<u>29-78</u>	〃	
51	下沢地内		29-79	〃	
52	西沢町地内		<u>29-80</u>	〃	
53	仁神堂町地内		<u>30-81</u>	〃	
54	日光奈良部町地内		30-82	〃	
55	深程地内		35-99	〃	
56	藤江町地内		<u>36-101</u>	〃	
57	日光市	清滝地内	16-39	〃	
58		野口地内	<u>17-40</u>	〃	
59		倉ヶ崎地内	17-41	〃	
60		室瀬地内	<u>17-42</u>	〃	
61		針貝地内	<u>18-43</u>	〃	
62		木和田島地内	18-44	〃	
63		宮小来川地内	<u>23-59</u>	〃	
64		小代地内	23-60	〃	
65		猪倉地内	<u>24-62</u>	〃	
66	小山市	生駒地内	<u>48-143</u>	〃	
67		城北地内	48-144	〃	
68		梁地内	<u>48-145</u>	〃	
69		間々田地内	48-151	〃	
70		田間	<u>50-155</u>	〃	
71	真岡市	柳林地内	<u>37-108</u>	〃	
72		西郷地内	38-110	〃	
73		物井地内	<u>38-126</u>	〃	
74		中地内	44-125	〃	
75		青田地内	<u>44-136</u>	〃	
76	大田原市	上石上地内	<u>5-15</u>	〃	

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関
77	大田原市	美原地内	6-17	栃木県
78		市野沢地内	6-18	〃
79		南金丸地内	6-19	〃
80		大輪地内	7-20	〃
81		親園地内	13-31	〃
82		蛭田地内	13-33	〃
83		湯津上地内	14-35	〃
84	矢板市	平野地内	5-13	〃
85		長井地内	12-27	〃
86		倉掛地内	12-28	〃
87		沢地内	12-29	〃
88		片岡地内	12-30	〃
89		乙畑地内	19-49	〃
90	那須塩原市	墓沼地内	2-4	〃
91		箕輪地内	2-5	〃
92		青木地内	3-6	〃
93		北和田地内	3-7	〃
94		鍋掛地内	3-9	〃
95		宇都野地内	5-12	〃
96		北赤田地内	5-14	〃
97		関根地内	6-16	〃
98	さくら市	上河戸地内	13-32	〃
99		馬場地内	19-50	〃
100		喜連川地内	20-51	〃
101		狭間田地内	20-52	〃
102		穂積地内	20-53	〃
103		上阿久津地内	25-68	〃
104	那須烏山市	三箇地内	20-54	〃
105		中山地内	21-56	〃
106		田野倉地内	26-72	〃
107		八ヶ代地内	26-73	〃
108		神長地内	27-74	〃
109		向田地内	27-75	〃
110		横枕地内	27-76	〃
111	下野市	薬師寺地内	44-124	〃
112		川中子地内	43-134	〃

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関
113	下野市	花田地内	44-135	栃木県
114	上三川町	梁地内	37-106	〃
115	益子町	塙地内	38-111	〃
116		生田目地内	38-112	〃
117		大沢地内	39-113	〃
118		上大羽地内	39-114	〃
119	茂木町	千本地内	33-93	〃
120		河井地内	33-94	〃
121		福手地内	39-115	〃
122	市貝町	上根地内	32-92	〃
123	芳賀町	下高根沢地内	32-89	〃
124		西水沼地内	32-90	〃
125		上稲毛田地内	32-91	〃
126		打越新田地内	38-109	〃
127		壬生町	上稲葉地内	36-102
128	小林地内		36-103	〃
129	国谷地内		36-104	〃
130	藤井地内		43-123	〃
131	野木町	野木地内	49-153	〃
132		若林地内	50-154	〃
133	塩谷町	鳥羽新田地内	11-26	〃
134		上沢地内	18-45	〃
135		田所地内	19-47	〃
136	高根沢町	伏久地内	26-70	〃
137		寺渡戸地内	26-71	〃
138	那須町	高久乙地内	1-1	〃
139		寺子丙地内	1-2	〃
140		豊原丙地内	1-3	〃
141		高久甲地内	3-8	〃
142		寺子地内	4-10	〃
143		梓地内	4-11	〃
144	那珂川町	芳井地内	13-34	〃
145		小口地内	14-36	〃
146		大山田上郷地内	14-37	〃
147		吉田地内	21-55	〃
148		矢又地内	21-57	〃

(注)1 メッシュNo.に下線がある地区は健康項目A及びBを調査。下線のない地区は健康項目Aのみ調査。

2 メッシュNo.の位置は図3-1に示すとおり。

3 表中の所在地名は調査井戸選定後、必要に応じて修正。

2(1) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
1	宇都宮市	平出工業団地	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2 (2)	12	宇都宮市
2		上戸祭・旧市内西部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2 (2)	19	〃
3		平出工業団地南部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	5 (5)	34	〃
4		東横田町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3 (3)	44	〃
5		不動前・西原	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3 (3)	86	〃
6		岡本	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3 (3)	11	〃
7		田野町	ひ素	2 (2)	108	〃
8	足利市	稲岡町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	10	栃木県
9		羽刈町	ひ素	3	98	〃
10		新宿町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	106	〃
11	栃木市	大平町伯仲 他	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	4	〃
12		城内	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	38	〃
13		大平町西野田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	45	〃
14		藤岡町甲	ほう素	2	97	〃
15		菌部町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	105	〃
16	佐野市	植野※	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3	66	〃
17		村上町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	91	〃
18	鹿沼市	白桑田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	27	〃
19	日光市	小来川	ふっ素	1	87	〃
20		東小来川	ひ素	2	110	〃
21	小山市	城東・土塔・駅南・犬塚	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	6	72	〃
22		西黒田	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	99	〃
23		横倉新田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	4	100	〃
24		城東・犬塚	ふっ素	2	103	〃
25	真岡市	松山町	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3	1	〃
26		石島	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	13	〃
27	真岡市	市街地	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	9	16	〃
28		久下田	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	25	〃

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
29	真岡市	鬼怒ヶ丘	<u>六価クロム</u>	2	95	栃木県
30	上三川町	上蒲生	<u>PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	2	18	〃
31	益子町	埜	<u>PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー・鉛・ほう素・ふっ素・ひ素</u>	5	102	〃
32	芳賀町	下高根沢	<u>PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	2	33	〃
33	壬生町	中央町	<u>ベンゼン・1,2-ジクロロエタン</u>	2	109	〃
34	野木町	丸林	<u>PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	3	56	〃
35		潤島	<u>TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	3	76	〃
36	那須町	寺子乙	<u>ほう素</u>	2	83	〃
37		高久丙	<u>ひ素</u>	2	101	〃
38		富岡	<u>ひ素</u>	2	104	〃
地点数計				102 (20)		

- (注) 1 各地区はその周辺地域を含む。また、各地区の位置は図3-2に示すとおり。
2 TCE:トリクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン、MC:1,1,1-トリクロロエタン
3 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が分析を行う地点数。
4 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区。
5 測定項目欄の下線を付した項目は、汚染判明時に基準値超過が確認された項目。

2(2) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関	
1	宇都宮市	上籠谷町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	2 (2)	16	宇都宮市	
2	足利市	羽刈町	〃	1	25	栃木県	
3	栃木市	藤岡町中根(1)	〃	2	7	〃	
4		藤岡町中根(2)	〃	2	73	〃	
5		藤岡町大前	〃	2	13	〃	
6		藤岡町藤岡(1)	〃	2	14	〃	
7		藤岡町藤岡(2)	〃	2	49	〃	
8		大平町富田	〃	2	51	〃	
9		曲ヶ島	〃	2	67	〃	
10		佐野市	赤見町	〃	2	52	〃
11			田沼町	〃	2	54	〃
12	宮下町		〃	2	57	〃	
13	伊勢山		〃	2	61	〃	
14	越名・高萩・高山		〃	3	78	〃	
15	富士町		〃	1	82	〃	
16	鹿沼市	白桑田	〃	2	17	〃	
17		南上野町	〃	2	27	〃	
18		上奈良部町	〃	2	47	〃	
19		宇都宮・鹿沼	〃	3 (1)	63	栃木県、 宇都宮市	
20		池ノ森	〃	2	77	栃木県	
21		下石川	〃	2	81	〃	
22	小山市	雨ヶ谷	〃	2	2	〃	
23		向野	〃	2	18	〃	
24		喜沢	〃	2	28	〃	
25		間々田・乙女※	〃	2	29	〃	
26		栗宮	〃	2	44	〃	
27		城東・犬塚	〃	2	60	〃	
28		三拝川岸・南半田・羽川上中	〃	2	69	〃	
29		田間・塚崎・武井	〃	2	70	〃	
30		鉢形・東山田	〃	2	83	〃	
31		東野田・南和泉	〃	2	84	〃	
32		小山市梁北部	〃	2	85	〃	
33		駅南町・東城南・駅東通り※	〃	2	88	〃	
34	真岡市	八木岡	〃	2	20	〃	
35		古山	〃	2	33	〃	
36		真岡・二宮地域	〃	4	76	〃	
37		宇都宮・真岡	〃	3 (1)	58	栃木県、 宇都宮市	
38		西大島	〃	2	68	栃木県	

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
39	大田原市	亀久	〃	2	42	〃
40	矢板市	石関	〃	2	43	〃
41		豊田	〃	2	64	〃
42	那須烏山市	野上	〃	2	39	〃
43	下野市	小金井南部	〃	2	22	〃
44		仁良川(1)	〃	2	31	〃
45		仁良川(2)	〃	2	50	〃
46		大松山等	〃	2	65	〃
47		笹原等	〃	2	66	〃
48		上台・細谷	〃	2	71	〃
49		下野市柴南部・小山市鉢形北部	〃	2	79	〃
50	上三川町	上神主	〃	2	4	〃
51		坂上	〃	2	11	〃
52		西蓼沼	〃	2	59	〃
53	益子町	大沢	〃	2	12	〃
54		塙	〃	2	34	〃
55	茂木町	上菅又	〃	1	74	〃
56	芳賀町	稲毛田	〃	2	6	〃
57		東水沼※	〃	2	87	〃
58	野木町	友沼・丸林	〃	3	45	〃
59		野木	〃	2	75	〃
60	那須町	豊原丙	〃	2	80	〃
61	那珂川町	和見	〃	2	23	〃
62		久那瀬	〃	2	24	〃
63		矢又	〃	2	55	〃
64		小口※	〃	2	86	〃
地点数計				131 (4)		

(注) 1 各地区は、その周辺地区を含む。また、各地区の位置は図3-3に示すとおり。

2 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が分析を行う地点数。

3 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区。

2(3) 継続監視調査実施井戸状況(表2(1)・2(2)の井戸情報)

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
1	宇都宮市	1	平出工業団地	12-1	12B001	23	浅	④
2				12-2	12B002	不明	不明	②
3		2	上戸祭・旧市内西部	19-1	19B004	10	浅	③
4				19-2	19B008	6	浅	③
5		3	平出工業団地南部	34-1	34B001	8	浅	④
6				34-2	34B002	不明	不明	②
7				34-3	34B003	10	浅	③
8				34-4	34B004	不明	不明	③
9				34-5	34B005	13	浅	③
10		4	東横田町	44-1	44B001	15	浅	②
11				44-2	44B002	不明	不明	③
12				44-3	44B003	不明	不明	③
13		5	不動前・西原	86-1	19B007	20	浅	④
14				86-2	19B009	20	浅	②
15				86-3	19B011	25	浅	②
16		6	岡本	11-1	11B001	20	浅	⑤
17				11-2	11B002	6	浅	②
18				11-3	11B003	4~5	浅	③
19		7	田野町	108-1	108B001	23	浅	③
20				108-2	108B002	不明	不明	③
21	足利市	8	稲岡町	10-3	10B010	不明	不明	③
22				10-2	10B009	5	浅	③
23		9	羽刈町	98-1	98B001	7	浅	③
24				98-3	98B003	不明	浅	②、③
25				98-4	98B004	不明	浅	②、③
26		10	新宿町	106-1	106B001	6	浅	④
27	106-2			106B002	9	浅	②	
28	栃木市	11	大平町伯仲 他	4-3	04B003	不明	不明	②
29				4-2	04B402	40	深	②
30		12	城内	38-1	38B001	7	浅	②
31				38-2	38B002	5	浅	②
32		13	大平町西野田	45-1	45B003	不明	深	③
33				45-2	45B004	20	浅	②
34		14	藤岡町甲	97-1	97B001	不明	浅	②、③
35				97-2	97B002	7	浅	③
36		15	菌部町	105-1	105B001	10	浅	⑤
37				105-2	105B002	不明	不明	③
38	佐野市	16	植野(※)	66-1	66B001	8	浅	③
39				66-5	66B005	50	深	⑤
40				66-6	66B006	不明	不明	⑤
41		17	村上町	91-1	91B001	30	浅	③
42				91-2	91B002	40	深	②
43	鹿沼市	18	白桑田	27-1	27B014	7	浅	③
44				27-2	27B027	8	浅	②
45	日光市	20	小来川	87-1	87B001	7	浅	②
46		21	東小来川(※)	110-1	110B001	7	浅	②
47	110-2			110B001	3	浅	②③	
48	小山市	22	城東・土塔・駅南・犬塚	72-1	72B001	6	浅	③
49				72-5	72B005	10~20	浅	②
50				72-7	72B007	浅	浅	③
51				72-8	72B008	4	浅	③
52				72-11	72B011	浅	浅	③
53				72-13	72B013	8	浅	③
54	小山市	23	西黒田	99-1	99B001	8	浅	⑤
55				99-3	99B003	3	浅	③
56	小山市	24	横倉新田	100-1	100B001	5	浅	⑤
57				100-2	100B002	10	浅	⑤
58				100-3	100B003	10	浅	⑤
59				100-4	100B004	100	深	②、③
60	小山市	25	城東・犬塚	103-1	103B001	10	浅	⑤
61				103-3	103B003	不明	不明	③
62	真岡市	26	松山町	1-13	01B013	100	深	④
63				1-2	01B026	120	深	④
64				1-3	01B003	深	深	④
65		27	石島	13-7	13B007	34	深	⑤
66				13-5	13B031	70	浅	③

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度 (m)	浅・深井 戸の別	用途		
67	真岡市	28	市街地	16-1	16B020	30	浅	③		
68				16-4	16B002	9	浅	③		
69				16-6	16B006	30	浅	②		
70				16-7	16B007	40	深	②		
71				16-9	16B009	6	浅	②		
72				16-10	16B014	30	浅	③		
73				16-11	16B011	55	深	②		
74				16-12	16B021	浅	浅	③		
75				16-13	16B022	35	深	③		
76				29	久下田	25-5	25B005	不明	深	③
77						25-2	25B006	3	浅	②
78				30	鬼怒ヶ丘	95-1	95B003	34	深	⑤
79						95-2	95B002	42	深	③
80	上三川町	32	上蒲生	18-1	18B001	30~	深	④		
81				18-2	18B002	30	浅	②		
82	益子町	33	埜	102-1	102B001	10	浅	⑤		
83				102-2	102B002	10	浅	⑤		
84				102-3	102B003	5	浅	⑤		
85				102-4	102B004	不明	不明	③		
86				102-5	102B005	不明	不明	③		
87	芳賀町	34	下高根沢	33-1	33B001	20	浅	⑤		
88				33-2	33B002	35	深	②		
89	壬生町	35	中央町	109-1	109B001	5~6	浅	⑤		
90				109-2	109B002	5	浅	③		
91	野木町	36	丸林	56-1	56B001	7~8	浅	③		
92				56-2	56B002	5.5	浅	③		
93				56-3	56B004	3	浅	③		
94		37	潤島	76-4	76B004	14	浅	⑤		
95				76-1	76B001	浅	浅	③		
96				76-3	76B003	4.5	浅	②		
97	那須町	38	寺子乙	83-1	83B101	25	浅	③		
98				83-2	83B102	0	浅	②		
99		39	高久丙	101-1	101B001	60	深	⑤		
100				101-2	101B002	5	浅	②、③、⑤		
101	40	富岡	104-3	104B003	7	浅	不明			
102			104-2	104B002	2	浅	③			
103	宇都宮市	1	上籠谷町	N16-1	16N001	12	浅	②		
104				N16-2	16N002	30	浅	③		
105	足利市	2	羽刈町	N25-2	25N002	20	浅	②		
106	栃木市	3	藤岡町中根(1)	N7-1	07N001	9	浅	③		
107				N7-2	07N002	12	浅	③		
108	栃木市	4	藤岡町中根(2)	N73-1	73N001	5~6	浅	②		
109				N73-2	73N002	不明	不明	③		
110				5	藤岡町大前	N13-1	13N001	8	浅	②
111	N13-2	13N002	6			浅	⑤			
112	栃木市	6	藤岡町藤岡(1)	N14-1	14N003	10	浅	③		
113				N14-2	14N002	6	浅	②		
114	7	藤岡町藤岡(2)	N49-3	49N003	9	浅	②			
115			N49-2	49N002	7	浅	③			
116			8	大平町富田	N51-4	51N004	7	浅	③	
117	N51-2	51N002			15	浅	③			
118	9	曲ヶ島	N67-1	67N001	5	浅	③			
119			N67-2	67N002	5	浅	③			
120	佐野市	10	赤見町	N52-1	52N001	6	浅	③		
121				N52-2	52N002	14~15	浅	②		
122		11	田沼町	N54-1	54N001	不明	浅	③		
123				N54-2	54N002	不明	浅	③		
124		12	宮下町	N57-1	57N001	不明	不明	③		
125				N57-2	57N002	10	浅	③		
126		13	伊勢山	N61-1	61N001	8	浅	③		
127				N61-2	61N002	不明	不明	②		
128		14	越名・高萩・高山	N78-1	78N001	不明	浅	②		
129				N78-2	78N002	20以上	浅	②		
130				N78-3	78N003	不明	不明	③		
131		15	富士町	N82-1	82N001	20	浅	③		
132		鹿沼市	16	白桑田	N17-1	17N001	15	浅	②	
133					N17-2	17N002	不明	浅	②	
134	17		南上野町	N27-1	27N001	12	浅	②		
135				N27-4	27N004	5	浅	②		
136	18		上奈良部町	N47-1	47N001	8~9	浅	③		
137		N47-2		47N002	12~13	浅	②			

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度 (m)	浅・深井 戸の別	用途
138	鹿沼市	19	宇都宮・鹿沼	N63-1	63N001	不明	浅	②
139				N63-2	63N002	10	浅	②
140				N63-3	63N003	20	浅	②
141		20	池ノ森	N77-1	77N001	15	浅	②
142				N77-2	77N002	20	浅	②
143		21	下石川	N81-1	81N001	30	浅	②
144				N81-2	81N002	30	浅	②
145	小山市	22	雨ヶ谷	N2-1	02N001	6	浅	③
146				N2-3	02N003	5~6	浅	③
147		23	向野	N18-1	18N001	30	浅	②
148				N18-2	18N002	8	浅	③
149		24	喜沢	N28-3	28N005	5	浅	③
150				N28-2	28N004	10	浅	②
151		25	間々田・乙女※	N29-4	29N004	10	浅	③
152				N29-3	29N003	不明	不明	②
153		26	栗宮	N44-1	44N001	5	浅	③
154				N44-2	44N002	10	浅	③
155		27	城東・犬塚	N60-1	60N001	10	浅	⑤
156				N60-2	60N002	不明	不明	③
157		28	三拝川岸・南半田・羽川上中	N69-3	69N003	3	浅	③
158				N69-4	69N004	30	浅	②
159		29	田間・塚崎・武井	N70-1	70N001	10	浅	③
160				N70-2	70N002	5	浅	②
161		30	鉢形・東山田	N83-1	83N001	不明	不明	③
162				N83-2	83N002	不明	不明	②
163		31	東野田・南和泉	N84-1	84N001	不明	不明	②
164				N84-2	84N002	7	浅	②
165		32	梁北部	N85-1	85N001	30	浅	②
166				N85-2	85N002	26	浅	②
167	33	駅南町・東城南・駅東通り	N88-1	88N001	15	浅	③	
168			N88-2	88N002	不明	不明	③	
169	真岡市	34	八木岡	N20-1	20N001	34	深	③
170				N20-2	20N002	10	浅	③
171		35	古山	N33-1	33N001	30	浅	②
172				N33-2	33N002	20	浅	②
173	真岡市	36	真岡・二宮地域	N76-5	76N005	30	不明	不明
174				N76-2	56N002	3	浅	②
175				N76-3	76N001	8	浅	②
176				N76-4	72N002	40	深	③
177	真岡市	37	宇都宮・真岡	N58-1	58N002	不明	不明	③
178				N58-2	19N001	不明	不明	③
179				N58-5	58N005	35	深	②
180	真岡市	38	西大島	N68-1	68N001	7	浅	②
181				N68-2	68N002	8	浅	②
182	大田原市	39	亀久	N42-1	42N003	4	浅	③
183				N42-2	42N002	5	浅	②
184	矢板市	40	石関	N43-1	43N001	4	浅	③
185				N43-2	43N002	5	浅	⑤
186		41	豊田	N64-1	64N001	5	浅	③
187				N64-2	64N002	45	深	①
188	那須烏山市	42	野上	N39-1	39N003	4	浅	⑤
189				N39-2	39N002	8	浅	③
190	下野市	43	小金井南部	N22-1	22N001	10	浅	③
191				N22-3	22N003	不明	不明	③
192				44	仁良川(1)	N31-1	31N002	不明
193		N31-2	31N004			不明	不明	②
194		45	仁良川(2)	N50-1	50N001	35	深	③
195				N50-2	50N002	13	浅	③
196		46	大松山等	N65-1	65N001	不明	不明	②
197				N65-3	65N003	不明	不明	②
198		47	笹原等	N66-1	66N001	不明	不明	②
199				N66-2	66N002	不明	不明	③
200		48	上台・細谷	N71-1	71N001	不明	不明	②
201				N71-3	71N003	20	不明	②
202				49	下野市柴南部 ・小山市鉢形北部	N79-1	79N001	不明
203	N79-2	79N002	6~7			浅	②	
204	上三川町	50	上神主	N4-1	04N002	12	浅	③
205				N4-2	04N001	60	深	②
206		51	坂上	N11-1	11N001	13	浅	②
207				N11-2	11N002	30	浅	②
208		52	西蓼沼	N59-1	59N001	不明	不明	③
209	N59-2			59N002	25	浅	③	

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
210	益子町	53	大沢	N12-1	12N003	4~5	浅	不明
211				N12-2	12N001	浅	浅	⑤
212		54	塙	N34-1	34N004	7	浅	②
213				N34-2	34N005	不明	不明	③
214	茂木町	55	上菅又	N74-1	74N001	6	浅	①
215	芳賀町	56	稲毛田	N6-1	06N003	4	浅	②
216				N6-4	06N006	5	浅	②
217		57	東水沼	N87-1	87N001	20	浅	③
218				N87-2	87N002	38	深	③
219	野木町	58	友沼・丸林	N45-2	45N003	6~7	浅	②
220				N45-3	45N004	6	浅	⑤
221				N45-4	45N005	6	浅	⑤
222				59	野木	N75-1	75N001	浅
223		N75-2	75N002			5	浅	②
224		那須町	60	豊原丙	N80-1	80N001	2~3	浅
225	N80-2				80N002	不明	不明	②
226	那珂川町	61	和見	N23-3	23N003	9程度	浅	⑤
227				N23-2	23N002	6	浅	②
228		62	久那瀬	N24-1	24N001	6.4	浅	②
229				N24-2	24N002	12	浅	②
230		63	矢又	N55-1	55N001	5	浅	③
231				N55-3	55N003	不明	不明	②
232				64	小口	N86-1	86N001	10.8
233		N86-2	86N002			不明	不明	③

- (注) 1 不圧帯水層から採取する井戸を「浅井戸」、被圧帯水層から採取する井戸を「深井戸」とし、不圧帯水層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度30mを目途に分類した。
- 2 用途の分類は、次のとおりである。
- ① 水道水源井戸：地下水を水源とする水道の取水井戸。
 - ② 一般飲用井戸：一般家庭または工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられている可能性のある井戸。飲用とともに生活用水等にも用いられている井戸はこちらに分類する。
 - ③ 生活用水井戸：一般家庭または工場・事業場等において、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。
 - ④ 工業用水井戸：冷却等の工業用水として用いられている井戸。工場・事業場の所有する井戸で、生活用水と共用の井戸は、主たる用途に基づいて生活用水井戸または工業用水井戸に分類する。
 - ⑤ その他の井戸：上記のいずれにも分類されない井戸（例：農業用水井戸）や、用途不明の井戸。
- 3 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区。

- (注) 1 不圧帯水層から採取する井戸を「浅井戸」、被圧帯水層から採取する井戸を「深井戸」とし、不圧帯水層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度30mを目途に分類した。
- 2 用途の分類は、次のとおりである。
- ① 水道水源井戸：地下水を水源とする水道の取水井戸。
 - ② 一般飲用井戸：一般家庭または工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられている可能性のある井戸。飲用とともに生活用水等にも用いられている井戸はこちらに分類する。
 - ③ 生活用水井戸：一般家庭または工場・事業場等にあつて、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。
 - ④ 工業用水井戸：冷却等の工業用水として用いられている井戸。工場・事業場の所有する井戸で、生活用水と共用の井戸は、主たる用途に基づいて生活用水井戸または工業用水井戸に分類する。
 - ⑤ その他の井戸：上記のいずれにも分類されない井戸（例：農業用水井戸）や、用途不明の井戸。
- 3 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区。

別表－4 測定方法等一覧(地下水)

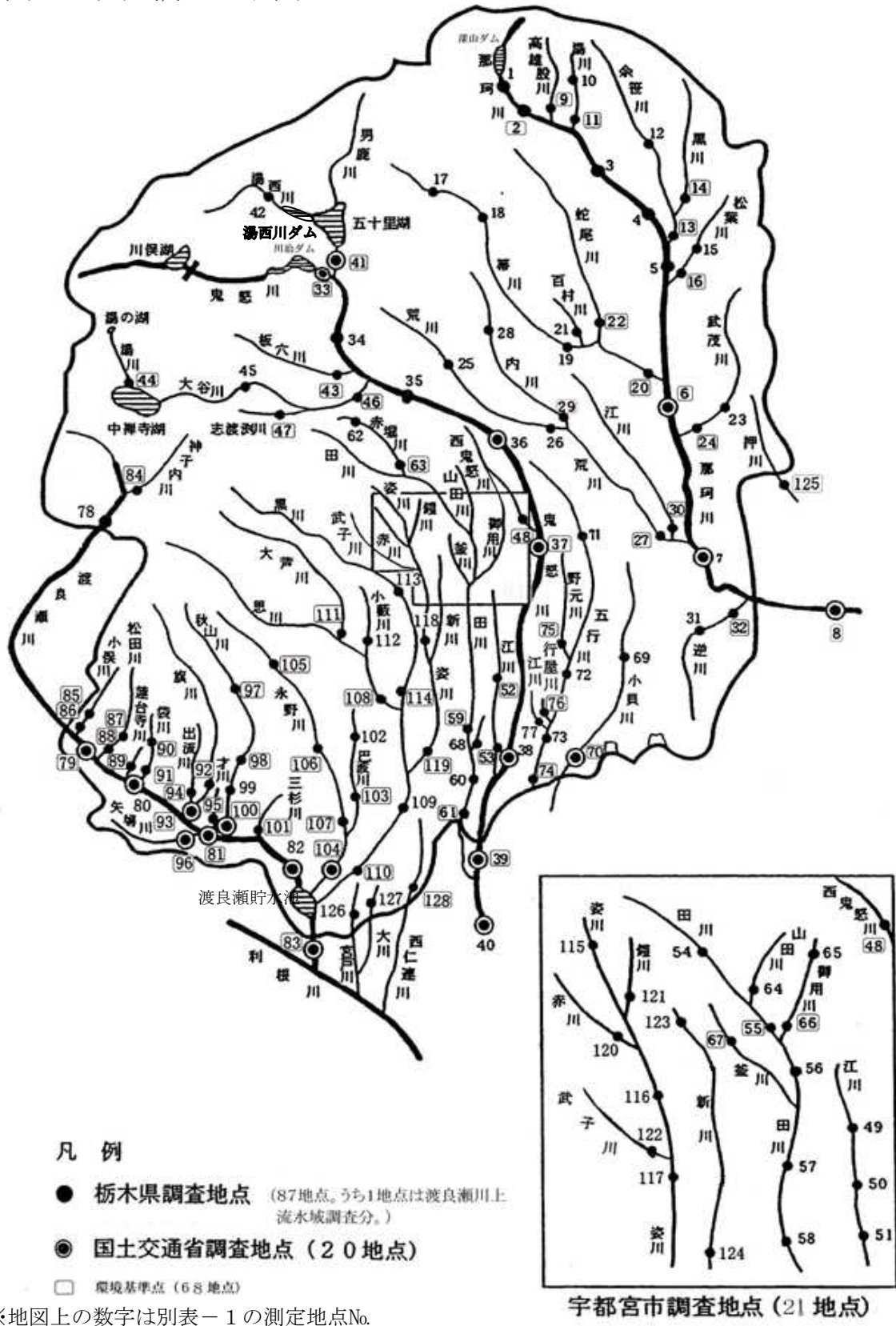
測定項目	環境基準 (指針)値 (mg/ℓ)	報告 下限値 (mg/ℓ)	測定方法 (水質汚濁に係る環境基準別表1に掲げる方法)
カドミウム	0.003	0.0003	日本工業規格(以下「規格」という)K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102の38.1.2及び38.2又はK0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01	0.001	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05	0.01	規格K0102の65.2に定める方法
ひ素	0.01	0.001	規格K0102の61.2及び61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002	0.0002	地下水環境基準告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	
トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01	0.001	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法
硝酸性窒素		0.02	
亜硝酸性窒素		0.01	
ふっ素	0.8	0.02	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注 ⁶)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	1	0.01	規格K0102の47.1、47.3に定める方法又は47.4に掲げる方法
1,4-ジオキサン	0.05	0.005	環境基準告示付表7に掲げる方法

(注) 1 報告下限値は「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号)の定めに従う。

2 環境基準告示：昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」

3 地下水環境基準告示：平成9年3月環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

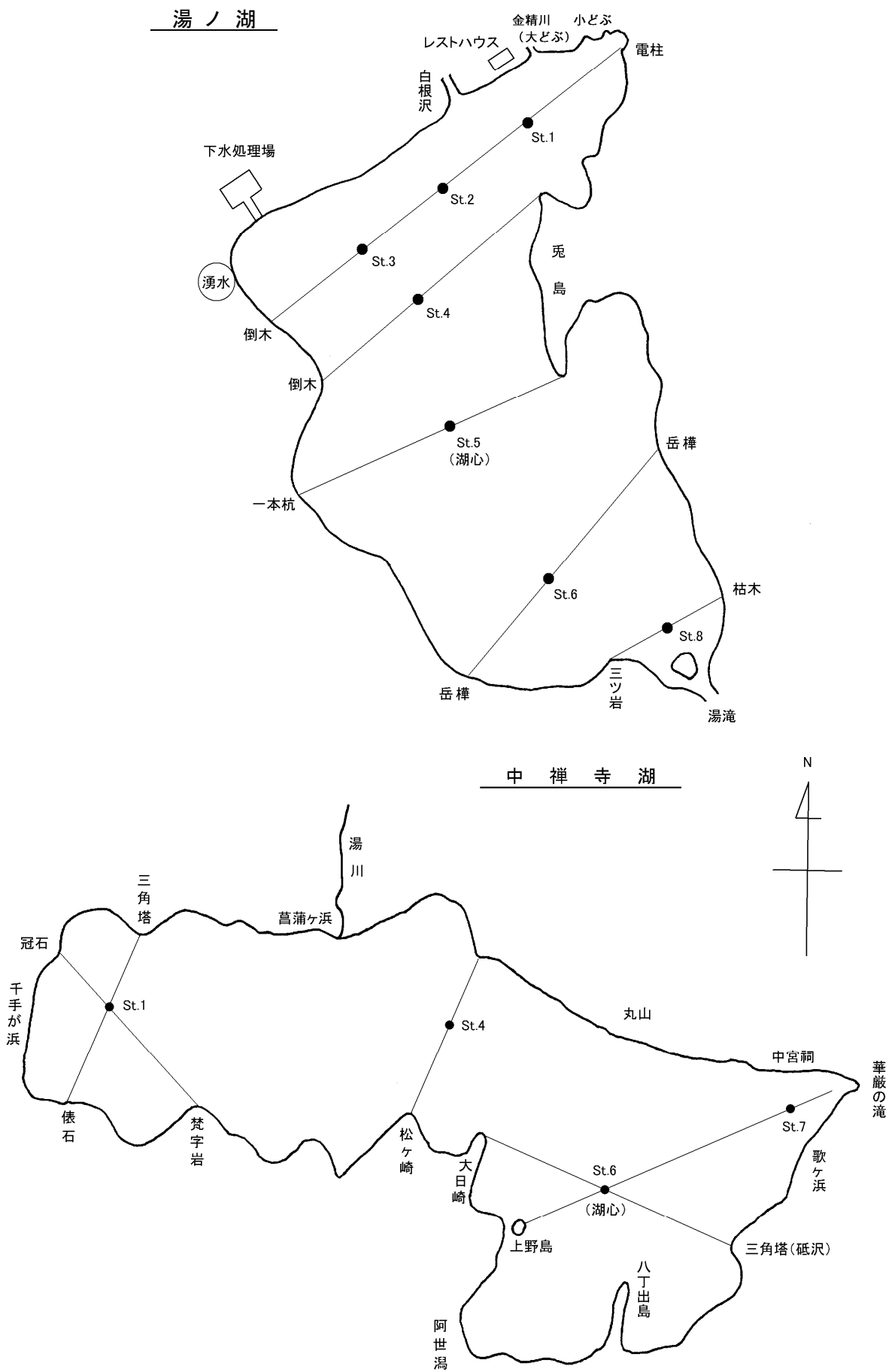
図1 河川調査地点図



※地図上の数字は別表-1の測定地点No.

図 2

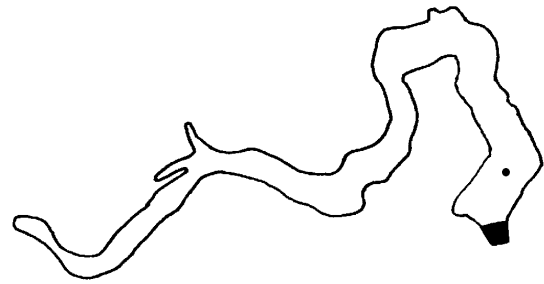
湖沼調査地点図



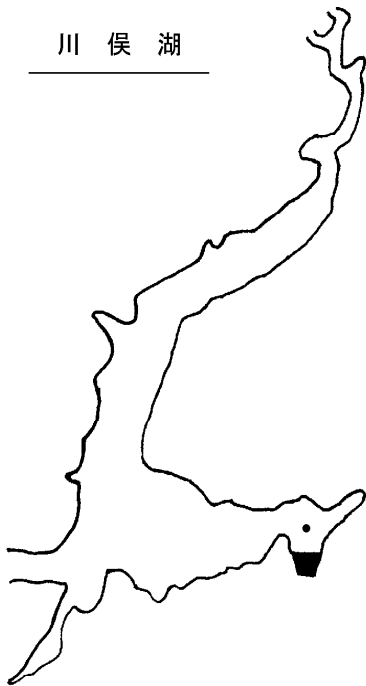
深山ダム貯水池



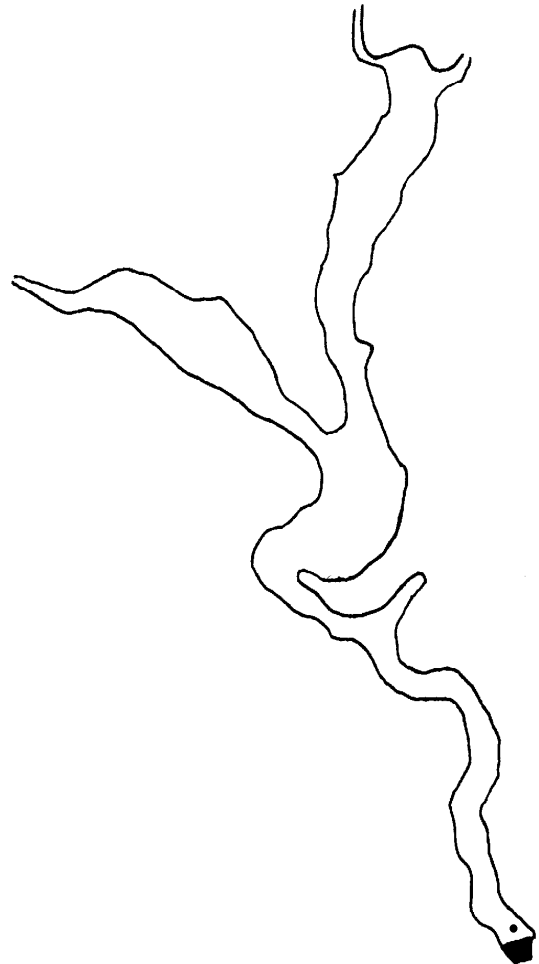
川治ダム貯水池



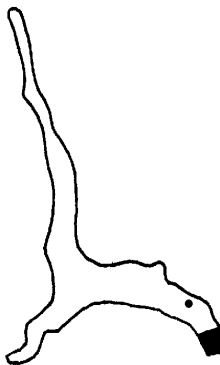
川俣湖



五十里湖

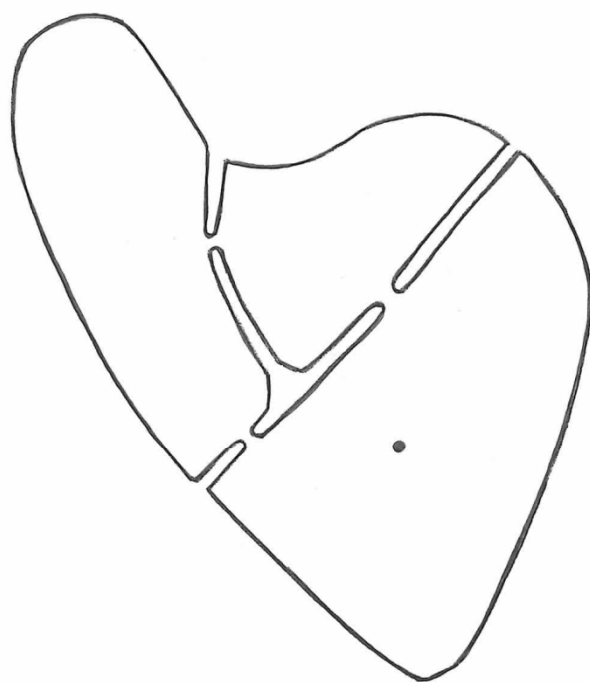


塩原ダム貯水池

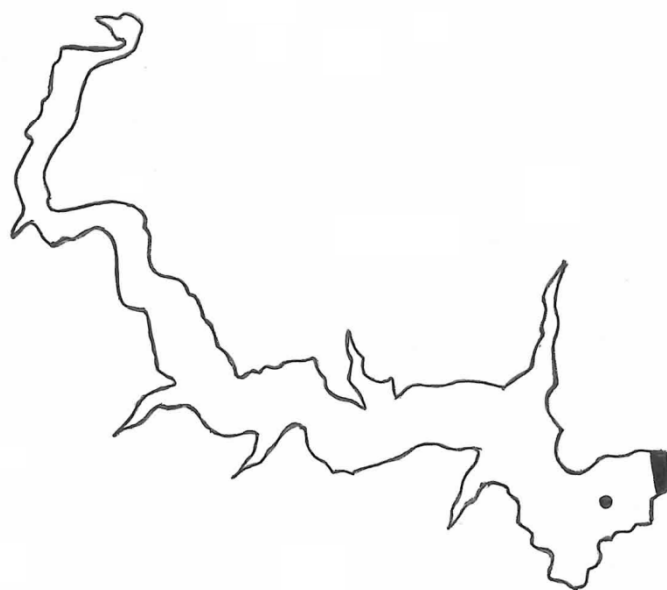


▼ : ダムサイト

渡良瀬貯水池（谷中湖）

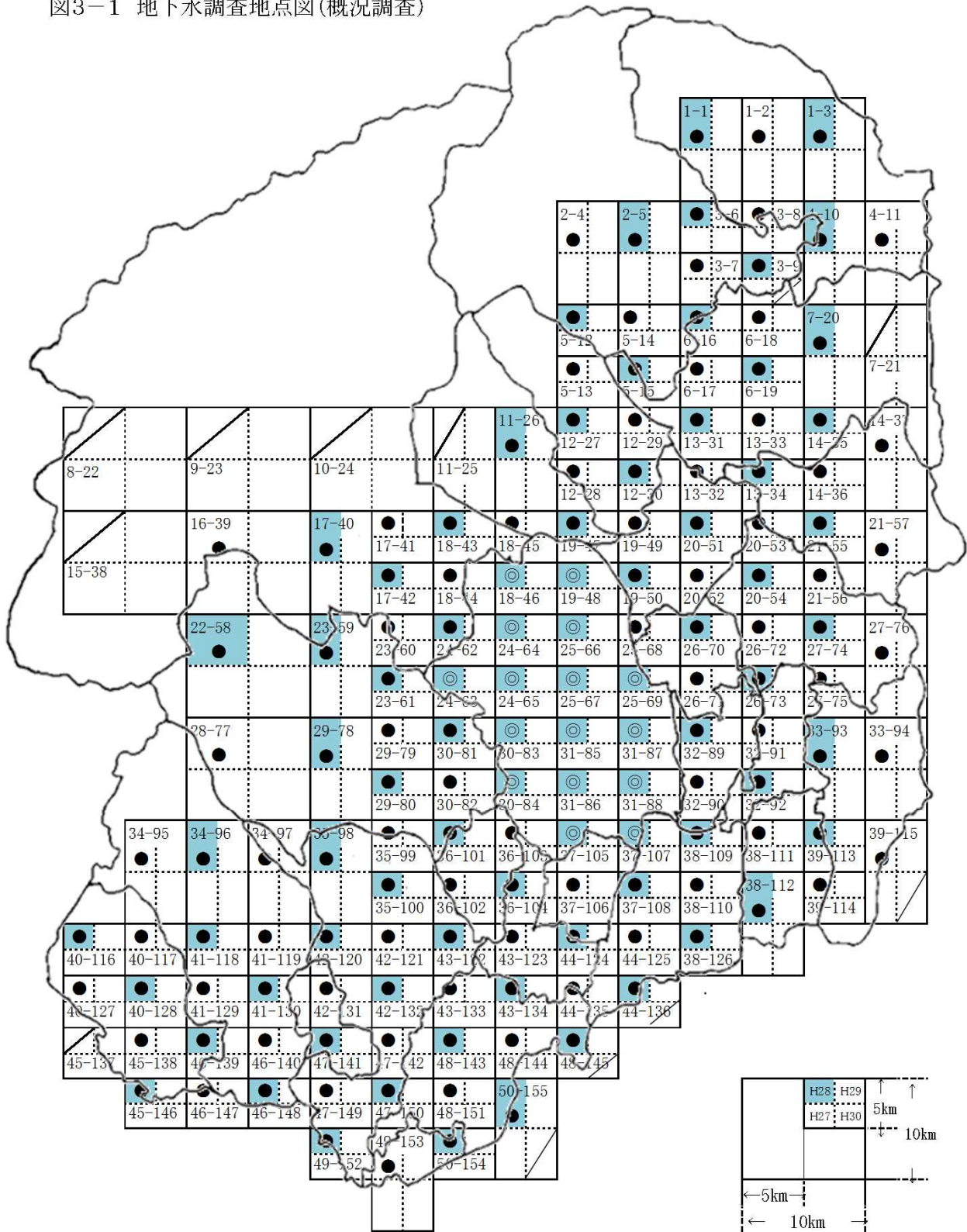


湯西川ダム貯水池



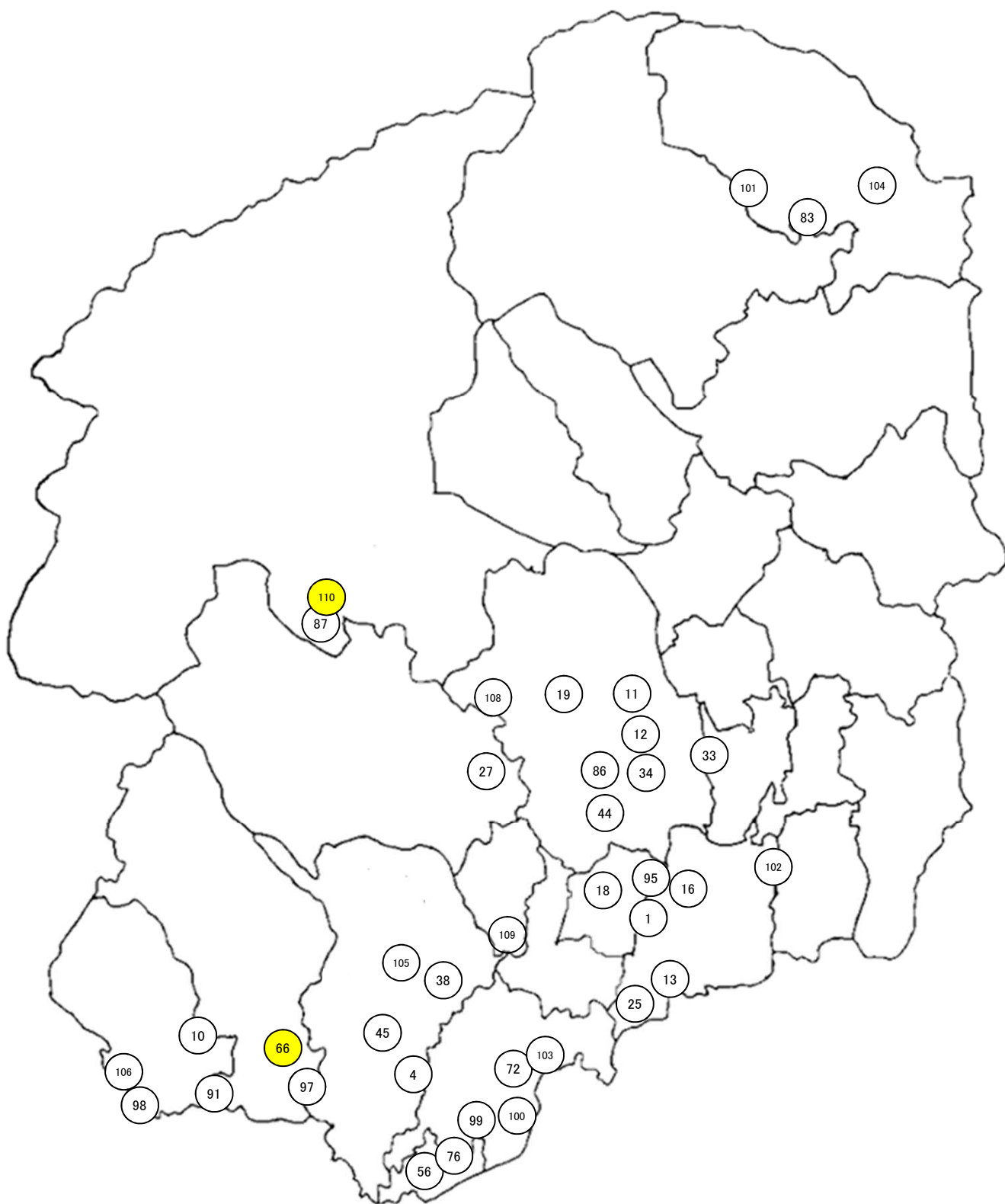
▼ : ダムサイト

図3-1 地下水調査地点図(概況調査)



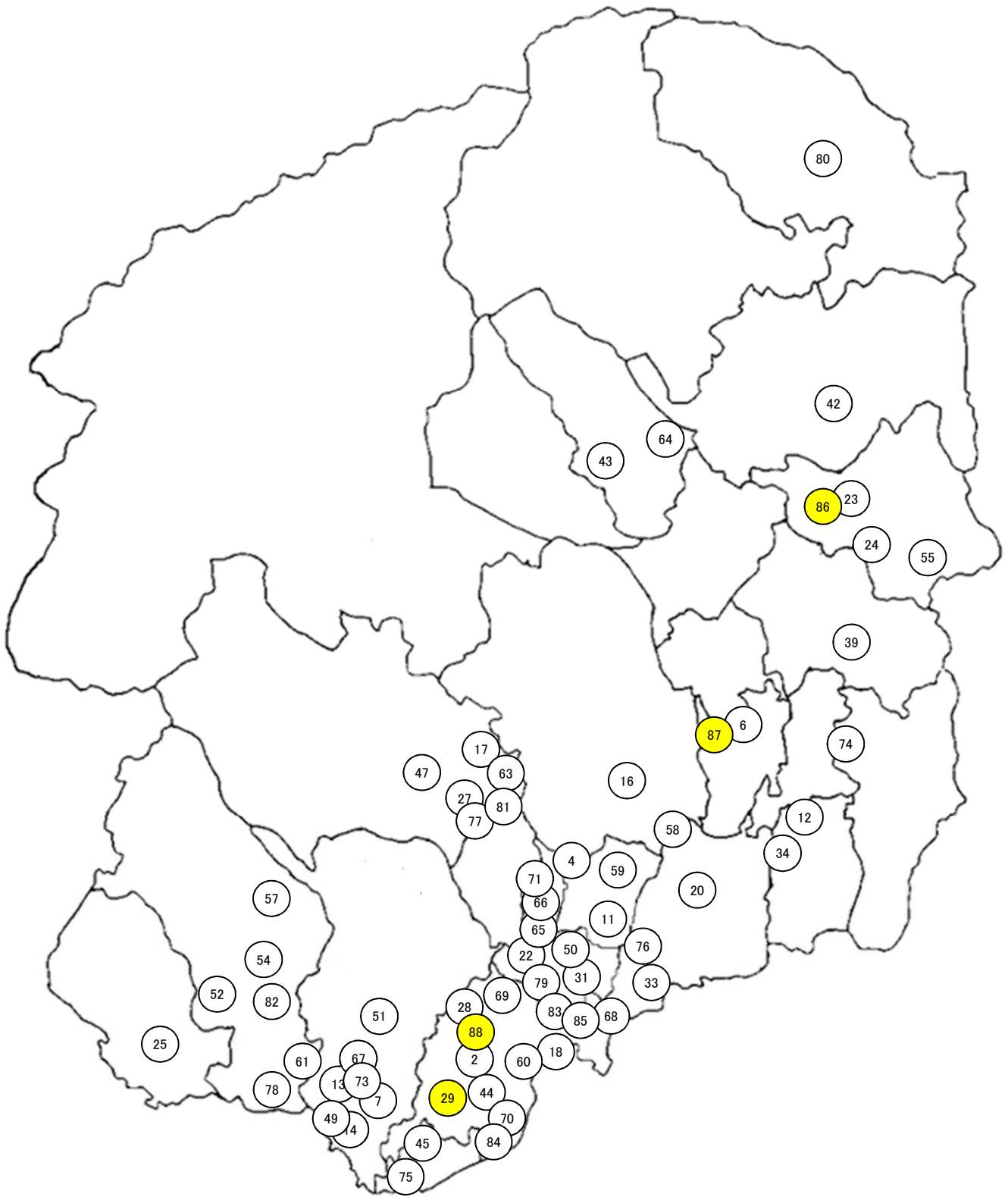
- (注) 1 県内を5kmメッシュに区切り、各メッシュをさらに4等分して4年ローテーションで調査している。
 2 大メッシュは10km、小メッシュは5kmで区切り、主に山間部では大メッシュ、市街地では小メッシュを用いている。
 3 地図上の数字はメッシュNo.(大メッシュNo.－小メッシュNo.)を示す。
 4 ●は栃木県、◎は宇都宮市の測定地点を示す。
 5 ○は国土交通省の測定地点を示す。
 6 ■はA+B項目を調査するメッシュを示す。 □はA項目のみ調査するメッシュを示す。

図3-2 地下水調査地点図
(継続監視調査:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)



※地図上の数字は別表-3の2(1)の測定地点No.と同じ
(網掛けは、27年度に判明又は拡大した地点)

図3-3 地下水調査地点図
(継続監視調査：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)



※地図上の数字は表3-3の番号と同じ
(網掛けは、27年度に判明又は拡大した地点)